

## 認定医更新ポイント取得対象となる学会・研究会の規定

- 1) 本学会が認定する学会・研究会の基準を以下のように定める。
  - ① 児童精神医学に関連する学会・研究会であること
  - ② 当該学会・研究会による自己申告に基づき、役員に日本児童青年精神医学会会員が入っていること
  - ③ 当該学会・研究会で児童精神医学の臨床を実践する上で必要とされる知識と技能を得ることができる学術集会プログラムないし研修プログラムを提示することができること
  - ④ 適正なスポンサーシップが守られていること
    - i) 当該学会員が自主的に開催する学術臨床研究を目的とする継続的な学会・研究会であること
    - ii) 特定の企業の利益を目的とするものではないこと
    - iii) 名簿が用意されていること
    - iv) 会則・規約などが整備されていること
    - v) 会費が徴収されており、財政が公開されて透明性が確保されていること
  - ⑤ その他、児童精神科医養成のための研修会等で認定医審査委員会で適切と判断し、理事会で承認を得たもの
- 2) 学会や研究会の認定に関しては、申請のあった学会や研究会について認定医審査委員会が審査を行い、理事会に報告し、理事会で認定されることとする。
- 3) 認定医更新の手続きをする際、ポイント取得対象となる学会・研究会が手続きをするものに交付する当該学会・研究会の参加証のコピーを添付すること
- 4) 現在認定されている学会は別表にまとめる。

以上